

教文・教材資料

## 1 本県の「同和」教育～観念的「同和」教育からかかわる「同和」教育へ～

### 1) 県同教：かかわる「同和」教育→06年「総括運動」経て今日に至る

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 被差別部落に入り、当事者とかかわり、差別実態を真に把握する。<br/>(現地研修会、被差別当事者の話を聞く研修会)</li><li>2. 同和教育の視点(被差別の当事者・子どもたちの立場)に立って、さまざまな課題をかかえてつらい思いをしている目の前の子どもや保護者とかかわる。<br/>(家庭訪問、学力・進路保障)</li><li>3. 県同教と各加盟機関・団体の総括の内容を、各機関・団体事に会員に周知させる。</li></ol> |
|---|

※県教委は「『同和』教育を中核とした人権教育」を標榜

### 2) 部落差別解消推進法(2016年12月施行)

第1条：「現在もなお部落差別が存在」「部落差別は許されない」「解消することが重要な課題」

第5条：「地方公共団体は～部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う～」

第6条：「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態にかかる調査を行うものとする。」

### 3) 本県教育現場における差別事件

- (1) 「部落罪人起源」の誤認
- (2) 蔑称語の使用
- (3) 公正採用選考違反の差別的選考(違反面接、違反書類の提出等)

### 4) 「19 県教委教職員意識調査」結果からの抜粋

- (1) 調査対象：新潟市を除く市町村立学校、県立学校の教職員(15,371人)中、休業等除く  
14,822人
- (2) 回答数：14,742人(99.5%)
- (3) 部落問題、「同和」教育に関する質問と回答の一部

問 14 あなたは、新潟県内に今でも被差別部落出身であることを理由にした差別や人権侵害(部落差別)があると思いますか。 ・わからない(15.4%) ・ないと思う(2.5%)

問 16 あなたが、被差別部落や部落問題について初めて知ったきっかけは何からですか。

- ・ 父母や家族、親戚(9.5%) ・ 映画やテレビ、新聞、雑誌、書籍など(2.9%)

問 20 仮にあなたのお子さんが結婚しようとする相手が、被差別部落出身者であるとわかった場合、あなたはどうしますか。

- ・ 絶対に結婚を認めない(0.2%)
- ・ 家族や親戚の反対があれば結婚を認めない(0.6%)
- ・ 親としては賛成しかねるが子どもの意志が強ければやむを得ない(7.5%)

問 19 あなたは、結婚や就職に際しての身元調査をすることについてどのように考えていますか。

- ・ある程度はしかたがないことだと思う(21.5%)
- ・身元調査をするのは当然のことだと思う(1.1%)
- ・よくわからない(8.0%)

問 21「部落問題は解消しつつあり、むしろそっとしておいた方が差別をなくすために有効だ」という考えについて、あなたの考えに一番近いものを選んでください。

- ・部落問題だけ取り上げるのではなく、様々な人権課題の一つとして部落問題も扱うように、人権教育、同和教育の内容を改善すべきだ(39.9%)
- ・差別がある程度解消されているのは事実なので、後はここの意識の問題だから個人の努力に任せるべきで、特別な人権教育、同和教育は必要ない(0.8%)
- ・差別は減少しており、同和教育や啓発活動は、差別意識を目覚めさせることにもなるので、そっとしておくことが望ましい(1.3%)

問 22 あなたは、「被差別部落住民の祖先は、罪を犯した人たちである」という差別観念に対してどう考えますか。

- ・自分ではそうは思わないが、県内では確かにそのように考えている人がいるだろうと思う(11.4%)
- ・どこかでそのような説を聞いたことがあり、自分としては正しいのか間違っているのかよくわからない(2.6%)
- ・被差別部落の起源は地域によって様々であろうが、そういう地域もあったかもしれないと思う(2.3%)
- ・根深い差別が続いている根拠の一つとして、祖先が罪を犯した人たちであったという考えは説得力があると思う(0.2%)

問 27 人権教育、同和教育の寿魚について、あなたはどのように思いますか。

- ・やらないといけないと思うが、どうしていいかわからない(8.5%)
- ・自信がないのでできればやりたくない(1.3%)
- ・必要性は認めるが、教科の内容とかかわらないので実施できない(1.1%)
- ・特にやる必要がないと思うので、実施しない(0.4%)

## 2 SNSにおける部落差別の現状 ※21年度全県「同和」教育学習会のテーマ

1) 「復刻版」としてネット販売予約受付告知(2016年2月)

(1) 告知者：G 現舎(川崎市の出版社。代表は T.M と J.M。「T 取ループ」は T.M が 05 年開設したブログ名)

(2) 言い分：「旅行のお供に、図書館での添削に役立つでしょう」

→深刻な犯罪性

- ・結婚・就職の身元調査の材料にされかねない
- ・行政、労組、企業、宗教団体などの長年のとりくみを台無しにする

- ・「同和」教育や啓発も台無しにする
- ・解放運動への挑戦

## 2) G 現舎・T 取ループ(「K 川県人権啓発センター」)による「部落探訪」動画

### (1) 写真、動画で全国 210 カ所あまりの部落暴露

→隣保館、教育集会所や個人宅表札、墓碑銘まで動画でアップ「部落を見に行ってもらいたいから」

### (2) 各地で被害激化

- ・行政への問合せ急増「ネットを見たがここは本当に部落か？」
- ・部落差別の拡散、浮き彫りに
- ・高校生まで差別者に！「佐賀県メルカリ犯罪事件(2019 年)」

→ネット掲載情報を使用して独自に製本販売しようとした事件(5 冊作成、3 冊販売)

### 3) 行政・司法等の命令判断

- ・法務局、裁判所は再三にわたり「出版禁止」「ネット削除」等を命令
- ・自治体首長・議会による「ネット削除」要請
- ・部落解放同盟訴訟提起→21.9.27 東京地裁判決「G 現舎側敗訴」

→東京高裁・控訴審 23.6.28 判決？

## 3 「研修会等資料流出」事件

### (1) 経過

○1 月 9 日：22 年 12 月 2 日に開催された新高教と高等学校長協会共催による合同地区人権・「同和」教育教職員研修会の講演会資料等が「K 川県人権啓発センター」のブログ名でインターネットの動画サイトに掲載

○2 月～3 月：23 年 2 月 3 日開催の A 高校確認会の内容や資料、さらには過去に県内で開催された研究集会報告集の一部が同上ブログ名でインターネットのツイッターに掲載

※3 月の投稿には G 現舎による情報公開請求事実まで掲載

### (2) 対応

○新高教等の見立て：研修会等への参加者が G 現舎(「K 川県人権啓発センター」ブログ)に情報提供した疑い強し

○対県教委：事案発生以来、関係者に対する聞き取りや学び直し機会の設定を再三要請

○関係者による対策会議の開催

主な出席者：県連、県同教、人権・同和センター、高校長協会、新教組、新高教など

※第 1 回 3 月 6 日、第 2 回 3 月 27 日、第 3 回 4 月 25 日

### (3) 現状

○本部執行委員会：12.2 研修会及び 2.3 確認会参加者への聞き取り決定し対応中

途中経過：情報流出者の特定に至る情報なし

聞き取り内容から：

- ・情報流出に対しては一律に「あってはならないこと」
- ・公正採用選考のとりくみの背景に部落差別解消の歴史があったことを初めて知った
- ・部落出身生徒の把握等と言われることに違和感を覚える
- ・確認会に対する誤ったイメージ
- ・研修会、研究集会、確認会の本来意義・目的の喪失

○本部「同和」教育推進委員会：①西新潟・県央合同研修会の早期開催、②荒川高校職員研修会の開催、③全県「同和」教育学習会の開催を確認

○SNS の差別拡散継続中

- ・個人情報が掲載され続けていること
- ・投稿者の悪意ある巧妙な言い口等が掲載され続けていること
- ・投稿者に賛同するようなコメントが増え続けていること
- ・誤った情報に子どもたちが惑わされる恐れが継続していること

#### 4 2023 年度全県「同和」教育学習会の開催について(指示文書第 16 号参照)

1) 期日：6 月 24 日(土)13:30～16:00

2) 当日日程：受付 13:30～13:45 開会・問題提起 13:45～14:45

(内容) 新井久美子「同和」教育推進委員長からの問題提起

「差別の現実に深く学ぶ

～インターネット時代の差別に負けないために～

休憩 14:45～15:00

討議 15:00～15:50(16 時閉会)

3) 会場：高校会館 3 階大会議室 ※オンライン参加も可

4) 参加要請：各分会 1 人以上 校内「同」推委委員長、未組合員の参加も可

5) 参加申込：(会場参加) 6 月 20 日(火)までに下記「参加申込み」表により FAX で申込みをお願いします。

(オンライン参加) 6 月 20 日(火)までに下記メールアドレス宛てに、①分会名、②参加者名を記載して申込みをお願いします。

当日会議資料及び会議参加の ID 及びパスワードは、6 月 23 日(金)の午前中までにいただいたメールアドレスに返信します。

参加申込アドレス：[shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp](mailto:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp)

#### 5 教材関係

1) 日教組「業務削減」「定数増」「給特法廃止」に関する新聞意見広告について(別紙)

2) ろうきん労金財団「高校生奨学金事業」について(別紙)

関係各位

(公財) 新潟ろうきん福祉財団  
理事長 齋藤敏明

## 2023年度高等学校奨学生募集の取組に関わる御礼について

日頃から当財団の取組にご協力を頂き、まことにありがとうございます。

また、2023年度の高等学校奨学生の募集に際し、御尽力を賜りましたことに改めて御礼申し上げます。今年度の募集につきましては、両親の年収基準（300万円）を設けるなど制度を一部改定し、4月10日から5月10日までを募集期間として受付いたしました。結果、県内各地より271名の応募を頂き、5月30日の当財団理事会におきまして100名の奨学生の採用を決定し、過日、ご本人・保護者および推薦いただいた各高等学校に採否を連絡いたしました。この間の取組につきまして、改めて御礼を申し上げるとともに、応募状況などについてご報告いたします。

## 記

## 1. 応募状況について

## (1) 応募総数について

下表のとおり、県内各地の高等学校94校、271名から応募いただきました。2月に県内全中学校あてに、中学3年生向けチラシを郵送して配布をお願いしたことや、新潟県高等学校長協会や新潟県中学校校長会の各種会議に出席させていただき、周知をお願いしたことなどの影響により、制度の周知が進んだものと推察しております。

	2023年度			2022年度【参考】		
	学校数	応募者数	採用予定数	学校数	応募者数	採用数
県立高校(市立高校・国立高校含む)	77	165	59	37	48	20
うち特別支援学校(豊学校・盲学校含む)	(13)	(21)	(13)	(12)	(19)	(9)
うち中等教育学校	(2)	(2)	(1)	(3)	(3)	(2)
私立高校	17	106	41	13	58	10
合 計	94	271	100	50	106	30

## (2) 家庭状況について(申告)

今次募集から収入基準を設けたこともあり、ひとり親家庭からの応募割合が増加いたしました。

	2023年度	2022年度【参考】
ひとり親家庭	224名 (82.7%)	61名 (57.5%)
ひとり親家庭以外	47名 (17.3%)	45名 (42.5%)
合 計	271名	106名

## 2. 採用について

両親の年収のみを基準として、100名を採用させていただきました。

以 上

# 先生がいらない!? (30人以上)

新潟県内公立学校  
23年4月1日時点  
(両教組調べ)

# 今、学校が大ピンチ!

## 尾木直樹さんインタビュー



プロフィール  
1947年滋賀県生まれ。早稲田大学卒業後、私立海城高校、東京都立中学校教師として22年間、ユニークで創造的な教育を展開。その後22年間、大学教育にかかわる。2004年法政大学キャリアデザイン学部教授に就任。12年同大学教職課程センター長、教授。定年退官後、現在は法政大学名誉教授、臨床教育研究所(虹)所長として調査・研究に取り組む傍ら、多数の情報・バラエティー・教養番組やCMTにも出演。ブログ、InstagramやTikTokなど様々なメディア、SNSでも活躍する。23年4月には都立図書館名誉館長に就任。愛称は尾木ママ。

学校の働き方改革に必要なものはなんでしょう。

教員不足の要因の一つに教員の長時間勤務があげられています。

この問題は、子どもの学びにどのような影響があるのでしょうか。

教育評論家の尾木直樹さんに聞きました。

### ◎ 教員不足の原因は 何だと思われませんか?

最大の理由は学校がブラック職場になっているということだと思います。前回文科省が行った勤務実態調査(2016年度)では過労死ラインである時間外勤務月80時間を超えていた先生が中学校57.7%、小学校33.5%でした。その後、中教審での議論を経て学校の働き方改革がすすめられてきていますが、連合総研の調査(2022年)では、教員の1か月平均の時間外労働は自宅への持ち帰りの仕事時間を含めて平均で123時間16分、休憩時間が0分の人が小学校で45.3%にもなっています。過労死ライン80時間超えはすでに命を脅かすほどの過酷な労働であり、学校はブラック職場になっているのです。

### 意見広告

当然採用受検者も年々減少し、全国の多くの自治体では受検者を確保できなくなってきました。つまり、教職の過酷な勤務実態が広く社会に知られ、教職の魅力や意欲を失くすほどだということです。私が定年退官した今から6年前私のゼミ生も、教育実習に行った後、教員志望をやめる学生が相次ぎました。とてもショックでした。私のゼミは「先生

### ◎ 教育実習に行っても 教員志望をやめるのは どのような理由からですか?

なんといっても学校が忙しい。授業はびっしり詰まっています。そのほかの事務作業、保護者対応や教育委員会からの調査、必要な会議もしなければならず、教育実習に行っても担当教員に相談しようとしても随分短い時間にならなければ話をやる余裕もない。そんな追いまくられている実態を見て希望する気持ちがなくなってしまうのでしょうか。

### ◎ 学校の多忙な状況は 子どもたちにとってどのような影響があると思われませんか?

子どもにダイレクトに影響が出ています。学校の長時間労働の状況は子どもと先生にとって極めて危険なレベルにきています。病欠休職している先生は5,800人を超え、子どもの自死は514人と過去最多、うつ症状の子どもの数も増えています。本当に異次元の教育政策が必要でしょう。

### ◎ 学校の長時間労働の解消には 何が必要だと思われませんか?

OECDの調査では教員の勤務内容について日本では課外活動が非常に長く、他国・地域に比べて教材研究の時間が少ない結果でした。授業以外の業務が多すぎるということです。長時間労働を減らすには教員の数を増やすことです。倍に増やせば授業の持ち時間数が半分になる。それと業務を減らすこと。教員以外の人を増やして教育に重きを置いていない部分、例えば採点や事務作業を手伝うスタッフを補充するとか、アフタースクールを学童に移行するとか、学校教育の要になる部分とそうでない部分を切り分けて業務を分担し、複層的に支援することが効果的です。

### ◎ 給特法について 議論がされていますが どのように思われますか?

自分が教員に採用されたら「他の公務員に比べて4%の手当がつけられているのだから誇りをもって仕事をしてもらいたい」と管理職に言われたことを今でも覚えています。自分もそう思っただけでしたが、給特法が制定された当時に比べて今は、やることは増える一方で、勤務時間ははるかに長くなっており、実態とは乖離しています。現在は在校等時間の上限を45時間年間360時間としていますが、上限を決めることでそこまで働けずの労働強化につながるのではないかと懸念しています。ただ、学校は勤務時間以外には子どもに何かあっても対応しない、というのではないかなとも思いますので、組織や体制でカバーできるよう工夫できると思います。

教員は「給特法」により「定額働かせ放題」になっています。「給特法」の廃止・抜本的見直しが必要です。そして、長時間勤務の解消には **業務を減らすこと 人を増やすこと** が必要です。

## 長時間労働は改善されていません! 過労死ラインを大幅に超えています。

2021年4月全国の小・中・高で教員不足が2,303人でした。小学校では474学級で担任がおらず、教頭などが代替しました。(22年文科省調査)

### 【1か月の時間外勤務】

※小中高特別支援学校の教員の1か月の平均労働時間

